



題字は斎藤邦吉先生書

発行所 昭和48年3月14日 厚生省環第171号認可 全国環境整備事業 協同組合連合会 100-0014 東京都千代田区永田町2-17-17 アイオス永田町612号室 TEL (03) 6453-0607 FAX (03) 6453-0608

環境整備事業関係広報誌 【12月号】 本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報誌です。 会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次 1面…浜松市で第47回全国大会を開催 2面…一廃適正処理で環境省講演 3～5面…区域割り、デジタル化へ パネルディスカッション 8面…自民、立憲議員が総会開く

# 全国環整連 第47回全国大会 in 浜松に会員ら750名 デジタル化と区域割り実現へ大会指針採択

全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連、玉川福和会長）は10月30日、静岡県のアクトシティ浜松で第47回全国大会を開催した。浄化槽の放流水質向上や、清掃率100%に向けた取り組みなど、浄化槽を取り巻く課題について講演・パネルディスカッションを行い、大会の成果として維持管理のデジ



玉川福和会長

大会は午後1時、静岡県環境整備事業協同組合（静岡県）青年部による大会旗入場にて始まった。まず開催県を代表し、静岡県協の飯塚泰行理事長が開会を宣言。さらに主催者を代表し、全国環整連の玉川会長は「本日の大会テーマはデジタル。私たちの仕事は一般廃棄物、浄化槽の清掃・維持管理だが、デジタル化されていなければ浄化槽の経時的管理は難しい。かつて私たちの仕事には職業蔑視があった。しかし職業蔑視は業界の努力によって払拭することができる。検査受検率が低迷していることが課題で、内訳を見ると単独処理浄化槽が特に低く、これを生活排水の処理が可能な合併転換することは非常に重要な課題と認識している。デジタル化につ



城内実議員（自民）



川勝平太静岡県知事

本日はそのデジタル化の一端を紹介しながら、我々が求められているか結論を出してまいりたい」と挨拶した（要旨を2面掲載）。 次いで優良従業員・役員表彰が行われ、従業員29名、役員7名の代表者にそれぞれ表彰状が手渡された。その後、出席した来賓から祝辞が述べられ、静岡県川勝知事は「水環境保全のためには生活排水をいかに公共用水域に流さないかということが重要で、皆様は浄化槽の適正な普及に取り組んでこられた。静岡県としても、浄化槽の法定検査受検率が低迷していることが課題で、内訳を見ると単独処理浄化槽が特に低く、これを生活排水の処理が可能な合併転換することは非常に重要な課題と認識している。デジタル化につ



福山哲郎議員（立憲）



馬淵澄夫議員（立憲）

このうち細野議員は「環境事業高度化議員連盟で幹事を務めているが、この高度化というのはデジタルによって効率化、高度化を図るということ。そしてまた城内議員が触れられたが、10・8通知でも触れられているように、市町村の一般廃棄物処理行政を適正に運用するための体制整備が必要とされている。皆様の現場の声を聞きながら今後も前に進んでまいりたい」と挨拶した。 馬淵議員は「本日のテーマは生活排水の適正処理と役割と伺っている。その実現には清掃率の向上が必要であるかと思う。そして清掃率の向上に必要なものが、皆様課題としている区域割と承知している。立憲民主党においても一般廃棄物処理議員連盟を立ち上げ、先ほど城内議員が取り上げた高度化議員連盟とともに問題解決に当たっていると。環境省では今、清掃率の実態調査を行っており、私どもも実態に基づいて全力を尽くしてまいりたい」と意気込みを述べた。 福山議員は、「先ほどからお話のとおり、10・8通知の実効性ある運用、そして区域割の実施を関



宮澤博行議員（自民）



細野豪志議員（自民）



片山さつき議員（自民）



小山展弘議員（立憲）

このあとは講演に移り、環境省の松崎課長が「一般廃棄物の適正処理の推進」について講演した。一般廃棄物の適正処理に当たっては、一般廃棄物処理計画の適正な策定と運用が不可欠なこと、それに関連し、環境保全の重要性と市町村の一般廃棄物処理責任の性格について明らかにした。6・19通知（平成20年）や10・8通知（平成26年）等の重要通知を説明した。また廃棄物の区分に触れつつ、排出事業者責任の重要性と過去の不適正事案、近年課題となってきた遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取り扱い、環境省として今後推進する地域循環共生圏の構築と気候変動対策などにも言及した。 記念講演後は、「生活排水の適正処理と役割」をテーマにパネルディスカッションを開いた。 全国環整連の田中慎一合長、埼玉県地域婦人会連合会の柿沼トミ子会長、常葉大学の小川浩名誉教授、水質改善の事例について解説を受けつつ、今後求められる維持管理業務のデジタル化と、データ活用による水質改善の事例について解説を受けつつ、今後求められる維持管理業務のデジタル化、区域割りによる浄化槽清掃率の向上について意見を交わした。 終わりに大会総括として、関根副会長より指針発表があり、区域割りによる浄化槽清掃率の向上、デジタル化による浄化槽放流水質の向上を盛り込み満場の拍手で採択した。 午後6時半からは懇親会が開かれ、関係団体、国会からも多数の来賓を迎え、盛大に開催した。



若林洋平議員（自民）



上田勇議員（公明）

# 玉川会長 挨拶要旨

今朝のニュースで、ガザ地区で亡くなった方が8000人、そしてうち3000人が子供たちであつたという報道がありました。このことについて、日本人はだんだん戦争に慣れ始めていくと、そのような気がしません。

子供たちがなくなつたといふことを聞いて心を痛めても、それが自分の家族や子供、孫たちが死んでいくといふことにまでは結びついていません。こうしてだんだん戦争に慣れていくと、そしてやがては台湾有事が日本の有事として、戦争の火ぶたを切る日が来るのではないかと危惧しています。

本日は国会議員の先生方も多くお越しいただいておりますが、自分の肉親も死んでいく事態はそう遠い話ではないと捉えていただきたいと思います。今、地球上では戦争がどんどん増え、これが成熟した人間社会なのかと情けない思いもします。

国内では8月に農林水産大臣が処理水を汚染水と言ひ間違えまして、しかし言ひ間違えたからといって処理水が汚染水になるというわけでもありません。これで責任が問われるような状況が本当に正常なことと言えるか。

今、日本人は言葉を発するのに臆病になりました。私もこうして話をしながら、こんなことを言つて大丈夫かという気がします。

しかし、考えたことをもつと云ひ合ひ、お互いが変わつていくべきではないかと思ひます。

一方で、本日の大会テーマはデジタルです。私たちの仕事は一般廃棄物、浄化槽の清掃・維持管理

があります。

この清掃は法律で定められた義務であり、違反した浄化槽管理者には罰金刑まで科せられます。

私たちは年に1回清掃し、さらに保守点検、法定検査を含めて年に合計5回、浄化槽が設置された一般家庭を訪問します。そして記録票に記録し、管理者に渡します。管理者からすると年に5回も紙をもらうことになりません。

しかし紙の記録票が管理者にとって何かの役に立つかといえは、業者が仕事をしたという証拠づくりにしかなりません。記録票という廃棄物を配っているようなもの

です。

浄化槽の経時的な管理をするためにも、そろそろデジタル化をして、お客様である管理者にもデジタル配信をするような方向に改めなければなりません。管理者はそれを見て、自分の浄化槽が良好な状況を保っているか確認をする。そしてまた、業者が行う適正な維持管理について理解をいただく必要もあります。

私たちの業界は過去、職業蔑視というものがあつた。決して社会的に地位が高い仕事とは言ひ切れません。

ですが職業蔑視は業界の努力によって払拭できます。いまだ差別があるとするならば、それは業界の努力不足もあるということをお私

たちは認識しなければなりません。本日はそのデジタル化の一端を紹介し、パネルディスカッションを通じてこれからのようなことが必要であるかを議論して、結論を出す。そして業界がどこに進んでいくべきかを明確にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

## 第47回全国大会開催に当たり

松崎課長の講演は大きに当たつては、何よりも「一般廃棄物の適正処理の推進」の構築および気候変動対策の2項目に分けて行われ

た。

一般廃棄物の適正処理の計画に従つて生活環境の保全上の支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならぬ」と強調した。

環境省ではこれに関連して、平成20年6月19日、平成26年10月8日に重要通知を発出しており、6・19通知では環境保全の重要性、市町村の一般廃棄物処理責任の性格、一般廃棄物処理計画の策定および運用について触れられて

いる。松崎課長はそれぞれ

の項目について触れ、「市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保されることを軸に循環型社会形成のための施策を推進する」「市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いもの」と説明した。

また10・8通知に関して

は、市町村の一般廃棄物処理責任の性格、平成26年1月28日の最高裁判決「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」の趣旨について触れられており、

同様に「市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重い

## 「一般廃棄物の適正処理の推進について」 一般廃棄物処理計画の適正な策定と運用を説明

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長 松崎 裕司氏



松崎裕司課長

ことを、改めて部長通知により都道府県知事・政令市長宛に通知した「最高裁判決では、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せず一般廃棄物処理業の新規許可または許可更新を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可等は取り消される可能性がある。これは6・19通知等により周知してき

た廃棄物処理法の目的および趣意に沿つたもの。改めて委託または許可の場合も含めて、一般廃棄物処理計画の適正な策定および運用をお願いする」と述べた。

一方で松崎課長は、委託または許可業者においても公共性の高い事業に従事し、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、「環境法令、労働法令の遵守はもとより、事業継続計画の策定等の取り組みが求められる。さらにエコアクション21の認証登録等の努力や、地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい」と理解を求めた。

また事業系廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物の区分について説



講演の様子

また講演では一般廃棄物処理に関連する環境省の施策として、地域循環共生圏の構築と気候変動対策を取り上げた。

2050年カーボンニュートラル等の国の目標を受け、この重要性は一層増しており、松崎課長は「廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移と、環境省が令和3年8月にまとめた「廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ(案)」を示した。

ここではプラスチック資源循環促進法等による温室効果ガスの削減、バイオマスプラスチックの導入、EV車の導入や、省エネ技術の導入といった廃棄物処理施設や収集運搬車両等における対策、実証中のCCUS(二酸化炭素の固定化技術)の導入などが盛り込まれ、それぞれ概要を説明した。

また講演では一般廃棄物処理に関連する環境省の施策として、地域循環共生圏の構築と気候変動対策を取り上げた。

2050年カーボンニュートラル等の国の目標を受け、この重要性は一層増しており、松崎課長は「廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移と、環境省が令和3年8月にまとめた「廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ(案)」を示した。

ここではプラスチック資源循環促進法等による温室効果ガスの削減、バイオマスプラスチックの導入、EV車の導入や、省エネ技術の導入といった廃棄物処理施設や収集運搬車両等における対策、実証中のCCUS(二酸化炭素の固定化技術)の導入などが盛り込まれ、それぞれ概要を説明した。

また講演では一般廃棄物処理に関連する環境省の施策として、地域循環共生圏の構築と気候変動対策を取り上げた。

2050年カーボンニュートラル等の国の目標を受け、この重要性は一層増しており、松崎課長は「廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移と、環境省が令和3年8月にまとめた「廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ(案)」を示した。

ここではプラスチック資源循環促進法等による温室効果ガスの削減、バイオマスプラスチックの導入、EV車の導入や、省エネ技術の導入といった廃棄物処理施設や収集運搬車両等における対策、実証中のCCUS(二酸化炭素の固定化技術)の導入などが盛り込まれ、それぞれ概要を説明した。

また講演では一般廃棄物処理に関連する環境省の施策として、地域循環共生圏の構築と気候変動対策を取り上げた。

2050年カーボンニュートラル等の国の目標を受け、この重要性は一層増しており、松崎課長は「廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移と、環境省が令和3年8月にまとめた「廃棄物・資源循環分野における中長期シナリオ(案)」を示した。

ここではプラスチック資源循環促進法等による温室効果ガスの削減、バイオマスプラスチックの導入、EV車の導入や、省エネ技術の導入といった廃棄物処理施設や収集運搬車両等における対策、実証中のCCUS(二酸化炭素の固定化技術)の導入などが盛り込まれ、それぞれ概要を説明した。

明しながら、事業者責任の重要性について取り上げられた。

産業廃棄物として処理する場合には、排出事業者の処理責任のもと、委託基準の遵守、マニフェストの交付、書面の契約など厳格な対応が求められる、事業系一般廃棄物として処理する場合には、市町村の統括的処理責任のもと、一般廃棄物処理計画に基づき適正に処理する必要があることを述べた。

これは事業所等で排出される弁当から等の少量の廃プラスチックを念頭に置いたもので、仮に少量であっても産業廃棄物として処理する場合には、前述の厳格な規制が適用されることについて注意を促した。腐敗性の固形液体廃棄物と渾然一体となつて排出される場合、基本的には公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されていることから、通常は事業系一般廃棄物として扱われているこの環境省の見解を述べつつ、

また松崎課長は、このほか規制権限の及ばない第三者が関係する問題、建築物の解体時等における残置物の取り扱い、遺品整理等に伴つて発生する廃棄物の取り扱いなど、一般廃棄物処理業の近年の課題についても紹介、説明した。

また松崎課長は、このほか規制権限の及ばない第三者が関係する問題、建築物の解体時等における残置物の取り扱い、遺品整理等に伴つて発生する廃棄物の取り扱いなど、一般廃棄物処理業の近年の課題についても紹介、説明した。

また松崎課長は、このほか規制権限の及ばない第三者が関係する問題、建築物の解体時等における残置物の取り扱い、遺品整理等に伴つて発生する廃棄物の取り扱いなど、一般廃棄物処理業の近年の課題についても紹介、説明した。

パネルディスカッション

# 区域割り、デジタル化による浄化槽適正管理と高度化

【パネリスト】

静岡県 牧之原市長  
埼玉県地域婦人会連合会 会長  
常葉大学名誉教授  
全国環整連 会長

杉本基久雄 氏  
柿沼トミ子 氏  
小川 浩 氏  
玉川 福和 氏

【司会】

全国環整連 合理化適正委員長  
全国環整連 青年部長

田中 禎一 氏  
中田 紀幸 氏

## ～生活排水の適正処理と役割～

第47回全国大会のパネルディスカッションは「生活排水の適正処理と役割」とのテーマで行った。浄化槽の清掃率向上と一般廃棄物収集運搬業許可における区域割り、さらにデジタル化によ

る良好な放流水質の確保について議論した。各パネリストからは適正な維持管理確保の必要性と、デジタル化による浄化槽清掃業の高度化、業界の地位向上へ期待の言葉があった。

パネルディスカッションは全国環整連の田中禎一合理化適正委員長、中田紀幸青年部長の司会進行で進められた。

最初に浄化槽管理者に義務づけられる維持管理と、岐阜県で普及が進む浄化槽電子カルテシステムの概要説明があった。維持管理作業結果の電子入力によるデータ化と経時的な維持管理、清掃・保守点検・法定検査の申し送りによる相互連携、またデータベースから表示可能になった水処理グラフにて、県内の浄化槽の放流水が良好な状況に保たれていることを明らかにした。

加えて、浄化槽法施行規則第11条で定められる浄化槽清掃前点検に使用する道具を示し、それぞれの用途を説明した。

その後、各パネリストから一言ずつ感想が述べられた。



杉本基久雄市長

地形的なことを考えると下水道は不効率である、合併処理浄化槽が最適とのことで、今、浄化槽の整備に力を入れています。

そういう中で、やはり浄化槽が入っていないも適正な管理がなくてはなりません。岐阜県のような形でデジタル化されるというのは非常に重要なことだということをつくづく感じました。

それから本市におけるデジタル化については、浄化槽台帳はデジタル化がなされておられますけれども、業者との共通のデータベースがないことからまだ時間を要するという状況です。

柿沼 私最初水にたいして衝撃を受けたことは、小さな町工場にて非常に洗剤力の強い薬品を工員の方が素手で扱い、それをそのまま小川に流していたことです。

埼玉県は今、735万人ほどの人口がおりますけれども、どんどん人口が増え、一時は川がごみだらけになりました。そういう状況で私が県環境防災部長を拝命したときに、土壌汚染、大気、廃棄物とさまざまな対策をしなければならぬのですが、水には境がありませんので、皆様それぞれきちっとしないと全体として守ることができない。埼

玉川は川の国と言われるくらいに川が網の目のようになっていますので、いかに川をきれいにしていくかということが命題でした。そこでいろいろな条例を、埼玉県生活環境保全条例というものをつくりました。水をきれいにするためには、下水道だけでなく合併処理浄化槽が必要ということで、浄化槽の普及促進に努めてきました。

私の家も合併処理浄化槽ですけれども、今、デジタル化というお話を聞きまして、私が毎年受け取っている記録票と比べてみて、透視度30センチ以上など数値で記載されることによって一層客観的なデータ把握、整理ができるのだろうと思えます。

また一般的には、浄化槽を設置すればきれいにしてくれるというふうな認識もあるのだというふうな認識もありません。浄化槽を使い方を含めて業者と一緒に維持していくのだという発想をもっと業者の方からも伝えていく必要があるかなと思います。要するに浄化槽の処理能力には限度があり、使い方を誤ると水質悪化の原因になるんですよという事です。

今日お集まりの皆様は、全国からいらした水守り人です。このように一緒に考える機会を与えていただけたことに感謝申し上げます。まず最初の挨拶といたします。

小川 今の説明を聞いて岐阜県の方がよく分かりましたけれども、浄化槽の記録が時系列で分かるという。つまりリアルタイムで過去の結果を調べることができるとのことですね。

例えば我々が調査に入りますと、1年間のデータを整理して、そこから解析を行い、さまざまな原因、今の課題など整理していくことになり。先ほど伺ったところによると、今のところ5年以上のデータは十分保存可能というふうな聞きかただったので、過去の記録をさかのぼることによって、より精度の高い情報をつかむことができていくと思えました。そしてまた、原因が分かるという大きな部分です。

また、さらに私の希望を述べさせていただけると、今は常に監視を行い、会社においてもリアルタイムで状況が分かる。異常があれば現場に行くけれども、なければ行かなくていい、そういったことが可能になればさらに効率化が図られると思えます。清掃は汚泥を引き抜く都合でも現場に行かなければなりません。保守点検については、効果がかなり向上しますし、それが脱炭素化にも関わってきますので、ぜひ今後はそのような方向で進めていただけたらと思います。

玉川 私の方からは、先ほど資料の81ページに掲載されていることを感謝申し上げます。まず最初の挨拶といたします。



小川浩名誉教授

昭和50年代、ここに書かれていた道具は全てビニール袋に入っていたというのを述べます。

この道具を持っていたのかと考えていましたが、資料の85ページ、その下に廃棄物処理法の解説の抜粋として「し尿浄化槽を一時性的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、

経時的に管理する必要性から義務づけられている」という文章があります。義務づけられているとは聞いたことがないし、使ったこともないというのが当時の感想でした。今、全国で大きな差が発生している中、これからディスカッションを進めるに当たって、こういう状況からどういふふうに変わっていったのかということの説明していきたいと思えます。

それから今、本市では単独処理浄化槽から合併へ転換することを推進しています。宅内配管工事費まで補助しており、5人槽の場合で72万2000円が出来ます。これによって今、転換基数が増え始めたという状況です。

ただ一方で、残念なことに新築については補助が打ち切りになりました。継続しようとするその負担は全て市町村となります。新設の補助を行うことにより、補助金と引き換えに維持管理の実施率が上がっている面もあるわけですが、ここが出ないとなると今後はまた周知が難しくなるというのがあると思えます。

柿沼 私が思うことは、まず合併処理浄化槽をどんどん増やしていただきたいというのが第一です。そのときに、設置する人が槽が家の面積で決まってしまう。一般住宅の場合は大体130平方メートルが一つの区切りですけれども、1人暮らしでも家の面積が広ければ7人槽になるということ、必ずしも生活の実態と合わないことがあるのが課題です。

### 浄化槽の適正管理にデジタル化が必要

玉川会長の発言を受け、司会より環境省の5月25日付通知「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」が紹介された。

これは全国環整連の働きかけによって設置された環境事業高度化議員連盟(自民)、一般廃棄物処理議員連盟(立憲)が要望を行った際に環境省が発出したもので、改めて浄化槽法で定める清掃、保守点検、法定検査の適正な実施を求めている。環境省では同時に、清掃、保守点検の実施率調査に初めて取り組み、今回その速報値として静岡県の実施率、区域割りの状況を示し、再びパネリストから意見を求めた。

小川 今触れられた清掃、保守点検の実施率調査を環境省が行う背景はいくつかありますけれども、その中一つとして無点検・無清掃浄化槽の問題がありまして、実施率が分ればい

いろいろな傾向がつかめると思っています。結果を楽しみにしておりますが、しかし、個人的に思うのは、果たして無点検・無清掃の情報が入手できるのかなという事です。本来はこのような浄化槽を把握することが重要なので、そこを知りたいのですが、恐らく設置情報すら把握していきたくも何もつかめない可能性があまりあります。

結局分からずじまいという事になると、せっかくの調査が本来の目的を果たさないおそれもあります。この点も踏まえて調査の仕方考えなければなりません。

恐らく法定検査と比べれば、清掃の方が実施率が高いと思えます。ですから清掃の情報を得ることによって、点検しているかどうかも分かる。そして無点検・無清掃の浄化槽をいかに減らすかということが重要ではないかというふう

に私は考えています。杉本 ご説明のあった維持管理の状況を見て、法定検査の実施率が32・4%、牧之原市においても37・7%ということから私も低いということを感じました。受検率低迷の原因がどこにあるかといえば、やはり浄化槽管理者に法定検査が義務づけられているということを知らない人が多いのではないのでしょうか。

それと単独処理浄化槽の設置基数を見ると、牧之原市では合併処理浄化槽が6437基、単独処理浄化槽が8569基ということになります。おそろしく単独処理浄化槽の方が維持管理は徹底されていないというふうな気がしてきます。合併処理浄化槽は補助金を出し、交付の段階で厳しく指導しておりますので維持管理の必要性は周知されていますが、単独処理浄化槽は周知する機会が少なく、やる必要があるということすら知らない人がいるのではないかと思います。

そういう意味から言うと、保守点検は実施率が94・6%ですから、先ほどのデジタル化によって設置者の情報を把握し、指導していく必要があるのではないかと思います。県に権限がありますので、我々市町村も当然頑張りますけれども、県が指導徹底をして、直接管理者の方にお知らせを出す方が有効ではないかと思っています。

それから今、本市では単独処理浄化槽から合併へ転換することを推進しています。宅内配管工事費まで補助しており、5人槽の場合で72万2000円が出来ます。これによって今、転換基数が増え始めたという状況です。

ただ一方で、残念なことに新築については補助が打ち切りになりました。継続しようとするその負担は全て市町村となります。新設の補助を行うことにより、補助金と引き換えに維持管理の実施率が上がっている面もあるわけですが、ここが出ないとなると今後はまた周知が難しくなるというのがあると思えます。

法定検査、保守点検、清掃を毎年しなければなりません。この費用が毎年かなりかかります。埼玉県は63市町村ありますが、この維持管理費について補助を行っているところの方がやはり法定検査受検率が高い傾向があります。

受検率を上げるために併設についても、そもそも単独処理浄化槽であれば

検査が不要という誤った認識もありますので、行政に関わる方や維持管理に関わる皆様方からも一緒に水の大切さについてお話をいただいで、少しでも合併処理浄化槽が普及し、そしてまた役所でも補助が出ているので合併処理浄化槽にお勧めしていただければと思います。

玉川 岐阜県では昭和56年頃、値上げ運動を行いました。その切っ掛けは料金が増し行方です。メーカーが5上がれば7と読むといったことです。

あまりに単価が高かったもので、水増ししなければ仕事にならない。そこで役所に料金交渉したわけ

ですが、その経緯を教えた下さい。

玉川 岐阜県では昭和56年頃、値上げ運動を行いました。その切っ掛けは料金が増し行方です。メーカーが5上がれば7と読むといったことです。

一方、日本全国ではかつて単独処理浄化槽が年間30万基ほど設置される時期がありました。私はその時に単独処理浄化槽を廃止しよう。生活排水を処理でき

しかしその時に猛烈な反対運動が起きました。

国交省が、合併処理浄化槽を設置することになった。こうすればいいですよという見本もない。

この言葉は今でも耳に残っています。ですが、当たらずとも遠くから。ただ引き抜くだけの清掃をして、清掃しましたという証拠づくりの記録簿を書くだけで

デジタル化による高度化を必要です。何十年も立ち止まってきてしまったのが今の状況ですので、そこから脱却しなければなりません。

先ほど読み上げた廃棄物処理法の6条には、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と明確にしています。複数業者がいて、区域

### 一廃許可区域割り無ければ

## 浄化槽清掃率は低迷

玉川 浄化槽管理者の経済的な問題もありますが、先ほどの資料の86ページ、区域のところに注目していただきたいと思えます。この区域のところにバツ、区域割りがない地域では、清掃が義務づけられているんですよ。営業をしても、「いや、していませんよ。あなたとは別の何々という会社でやっています」と言われると話はそこで終わってしまいます。そうなるとその隣も、その隣の隣も同じ可能性がりますので、それ以上営業をすることが難しいという状況になります。結果として清掃率は50%程度で落ち着いてしまっているんです。

岐阜県の場合は今から35年ほど前に清掃率の向上に点検率が50%前後で推移していたときがありました。それから、岐阜県下では当時90市町村くらいありましたが、ほとんど100%の区域割りができませんでした。これによって大体5年ほどで契約率は90%を超えました。以前は保守点検は、私のところで契約をすれば清掃をしなくていいと説明したり、清掃業者も清掃業者で私のところでやってもええれば保守点検はしなくていいと説明したり、こういうことを繰り返して行ってきたのが昭和の時代でした。

しかし水増しは詐欺行為ですから絶対にすべきではない。やはり単価を上げてもらうしかない。こういうことを粘り強く繰り返してようやくみ取り料金が上がった。その後は浄化槽だと言った。浄化槽でも抵抗があります。なぜ役所の人ばかりで、浄化槽で実施されていくことを知っているのか。つまり担当の人は、実施すべき清掃前点検が実施されていくことを知っているのか。たかもしれない。でも実態としては誰も清掃前点検はやっていない。記録簿に記すところもない。したがって廃棄物処理法を一生懸命読み込み、冒頭で挙げた機

玉川 区域割りができています。今は尿、浄化槽汚泥は減少が予想され、現在の事業者の体制によって安定的な収集・運搬が可能になるから、大幅な変動がない限りの体制が継続されるものと考えています。

一方で浄化槽維持管理には保守点検も必要です。そのうち一部の保守点検業者が、私どもに保守点検をやらせてもらえば法定検査はやらなくていい、安くできるといふような触れ込みをしています。そこで実施率が下がったり、あるいは法定検査の数字が上がってこないといった原因もあるのかなと思います。

このままの議論で浄化槽の適正な維持管理に区域割りが必要で、さらに今後はデジタル化による維持管理作業の高度化と、良好な放流水質の確保が求められていることが明らかになりました。司会からは、この結果を踏まえ、改めてデジタル

### 廃棄物処理法にも

## 区域割り実施が明記

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

### 業界の発展・地位向上へ

## デジタル化の取り組みに期待

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。



玉川福和会長

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

玉川 廃棄物処理法にも区域割りが明記されています。玉川会長が区域割りに触れたことで、司会より区域割りの根拠として廃棄物処理法6条、および7条が説明されました。

また全国で散見される、業者同士が暗黙の内に業務エリアを定め、役所も了解するということについては、公正取引委員会から「官製談合にあたる」とおそれがあるとの指摘を受けていることが示された。廃棄物処理法6条、7条によって区域割りを進める場合は公益事業規制に当たらず、独禁法の対象とはならないことも併せて示された。

杉本 デジタル化を進めることにより浄化槽の適正な管理、そして水質が良くなるわけですから、この取り組みはぜひ進めていかなければならないと思います。我々も、業者の皆様を含めて、しっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

それから法定検査というのは、清掃業者の皆様から確認をとって、検査が必要とされていることをお伝えいただければと思います。なかなか言いにくいとは思いますが、ぜひそのことを言っていただければ検査率が上がっていくのかなというふうに思います。

柿沼 明治時代、イザベル・バートンというイギリスの冒険家作家の女性が横浜に到着し、日本中を旅して歩いた紀行本があるので、けれども、それを読みますと日本人はそんなに豊ではないけれども、非常に清潔で、凛とした民族だということを書いていらっしやいます。

富士山もこのたび、清潔になって世界遺産になったわけですが、水のことでは、私が埼玉県内でシジミが生息しているのを見たのが、いふ昔のことになってしまいました。それは生活雑排水の入り込んでいないところで、企業環境に対する努力によって、川の汚れの大半が生活排水由来になってしまいました。後にはもう私たち一般住民の心がけ次第です。

最初に申しましたように、皆様は水の守り人として、

### 第47回全国大会指針

デジタルの目的は、浄化槽を経時的に管理し、良好な処理水を得ることにあります。

そして、デジタルを推進するには、清掃率の向上が欠かせません。一般廃棄物である浄化槽の清掃は、自治体の固有事務であり、市町村には100%実施する義務があります。

市町村は自ら行えない場合にのみ業者に許可を与えることができます。

しかし、複数の許可業者がいる市町村において、区域を定めるところは、努力すれば清掃率100%近く実施できているのに対し、暗黙の区域ができていない以外の市町村は結果として50%ほどしか実施できていません。

他業種の業務委託契約でも、委託の範囲を決めることは普通の行為です。区域の定めのない浄化槽清掃許可では、計画的な業務が行えず、清掃率が50%前後であることは必然と言えます。

設置者は清掃を怠った場合、100万円の罰金が科せられます。

業者は、定められた区域を100%実施する責任があることを意識しなければなりません。現場ではデジタルによって過去履歴を確認し、水質状況を改善する作業を実施します。

全国環整連は市町村と協力して区域割りを実施します。100%の清掃とデジタルを推進し義務を果たします。

以上第47回全国環整連大会指針といたします。

令和5年10月30日

て、玉川会長をはじめ、業界の方々から日本の水を守るためにぜひ力を入れて、今後も守っていただけたらと思います。

合併処理浄化槽を増やすということと同時に、市民に対して浄化槽維持管理に関する啓発もしていただけて、静脈産業のトップランナーとして走り続けていたのだと思います。業界のこれからの発展を心よりお祈り申し上げます。

小川 汚水処理人口普及率は現在92・6%です。これを令和8年度に95%、すなわち概成を目指すというところで国では方針を掲げています。一方、概成後どうするかという話が今出ていて、(一社)全国浄化槽団体連合会主催で、私もそのメンバーとして月1回程度、頻度で議論を進めていきます。なんとか年度末までには案をまとめたかなと考えているので、本日もここに参加させていただいて、一括契約とデジタル化、この2本が重要なキーワードになると感じました。

今後、こういったものをどんどん進めていくことが、より良い市民サービス、浄化槽の普及につながっていくのかなというふうに思っています。

以前は、いずれ浄化槽が無くなるのではないかと、いう危機感も持っていました。その時は私もまだ若くて、業界の人に会うと、「いや、どうせうちらは下水道が整備されるから」「もう浄化槽がなくなるから、もしかすると廃業かな」という話も聞きました。これが今や、浄化槽という分散型汚水処理施設のメリットが、しっかり打ち出され始めてきたので、今後のビジョンとともに期待していきたく、合併処理浄化槽に切り替えた。玉川 日本で開発された合併処理浄化槽は極めて優れた汚水処理施設です。そして今、人口減少が始まって、日本中で下水道事業が立ちゆかないという地域が増えてきました。

その時に、下水道から合併処理浄化槽に切り替えたいとの相談が役所からあるはずですが、今の管理状況ではそこへ行き着くことはできません。デジタル化を進め、悪いものがあれば直すという業界の姿勢が絶対不可欠です。

岐阜県では、偽りなく仕事をしようという取り組みを進めてきました。役所と対立したこともありましたが、現在では下水道事業をこれ以上進めることはできず、合併処理浄化槽に切り替えたい、力を貸してほしいという相談も来ております。

下水道という基本インフラが止まればその市は消滅します。代わりの施設を素早く整備することが必要です。

財政破綻する前に、合併処理浄化槽に切り替え、そして個別下水道という役割をもって行政の信頼を確保する。これが私たちの新たな道であると思います。そこを目指して、皆さんとともに進んでまいりたいと思っております。

# 問題意識共有し、一般廃棄物の適正処理へ協働

## 懇親会に国会や関係団体、地元行政から来賓多数

全国環整連第47回全国大会の懇親会には、大会に引き続き多数の来賓が出席した。

冒頭で飯塚理事長は、「当組合の設立50周年を記念して全国大会を誘致し、組合として全国の皆様のお力添えでこの日を迎えることができた。改めてお礼を申し上げます。また本日の会場にお越しの皆様方におかれては、私たちが抱えている問題、今後目指すべき方向性を示すことができたと考えている。一般廃棄物の適正処理がより確実なものとなるよう今後ともご支援を賜りたい」と挨拶した。

また懇親会から出席した塩谷立衆議院議員(自民)からは、「皆様におかれては日頃より生活環境の保全にご尽力をいただき感謝申し上げます。浄化槽も単独処理浄化槽の合併転換をはじめ、まだまだ課題が多い。我々も皆様が一層ご活躍いただけるよう努力してまいります」との祝辞があった。

乾杯の発声には浜松市議会の渥美誠議員が立ち、参加者は午後8時半まで懇親を深めた。

懇親会の終わりには、次の全国大会開催県として山形県に決まった旨の発表があり、玉川会長から連合会旗が丹野善将理事長に手渡された。その後鉄本秀樹副会長の挨拶で閉会した。



浜松市議会・渥美誠議員の発声で乾杯した



塩谷立議員(自民)

飯塚泰行理事長



適正処理確保へ協働を呼びかける飯塚理事長



# 逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムをインストール済!

200Lまでの  
ピストン方式ブロワに取り付け可能



逆洗・ばっ気の切り替えが可能  
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。

手動逆洗 6・12・168 (7日間) 時間  
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定



切替バルブユニット  
MVU-A0

アドオンプラグ付きで  
コンセントを  
一つに集約  
アドオンプラグ  
(予備タップ付きプラグ)

ブロワ検索



リニア駆動フリーピストン方式

## メドーブロワ®

長寿命 突然停止しない 5くらメンテナンス

自動逆洗式 メドーブロワ®  
LAG-80E

修理研修受付中 / デモ機依頼お気軽に!

www.nitto-kohki.co.jp

技術で、人を想う。

### 日東工器株式会社

メドー事業部 リニア販売部

〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へお尋ねください。

## 金沢から 全国、海外に...

### 誠意と信頼の ネットワーク



## 水処理関連機器の総合商社

### 即答即配システムが当社のモットーです。



## 株式会社 日環商事

本 社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地  
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348  
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718  
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp  
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101  
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7  
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

#### ■取扱商品

- |             |               |                |
|-------------|---------------|----------------|
| エアープンプブロワー  | ガス検知器・送排風機    | 電動工具・制御機器・記録紙  |
| 水中ポンプ・陸上ポンプ | 配水管清掃機器・薬剤    | 浄化槽関連部品・FRP補修剤 |
| 給水ポンプ・薬注ポンプ | 各種産業用ベルト・ホース  | マンホール・その他      |
| 水質検査器・理化学機器 | 浄化槽用消毒薬・維持管理剤 |                |



浄化槽水リサイクル車  
「ウォーターマスター®」

高压洗浄車  
「ハイプレクリーナー®」

回転式塵芥収集車  
「バックマスター®」

強力吸引車  
「パワフルマスター®」

エコパネル式  
バキュームカー「EP2」

プレス塵芥収集車  
「プレスマスター®」

#### 全国販売網及びサービス網

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)  
埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)  
千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)  
東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)  
西東京支店 Tel.(042)568-2971(代)

新潟支店 Tel.(025)265-0276(代)  
神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)  
静岡支店 Tel.(054)281-2388(代)  
名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)  
関西支店 Tel.(072)947-2121(代)

京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)  
広島支店 Tel.(082)893-2231(代)  
福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)  
鹿児島支店 Tel.(099)282-8352(代)

北海道販売総代理店  
(株)北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)  
北海道修理サービス総代理店  
北海道特殊自販(株) Tel.(011)784-4222(代)

沖縄販売代理店  
(有)沖縄モリタ特殊サービス Tel.(098)877-6677(代)

株式会社モリタエコノス





臭気改善で住み続けられるまちづくりを

衛生車・吸引車の臭気対策に  
デオマジック® VC1 オイル  
DEOMAGIC® VC1 Oil

- お得! 脱臭剤が不要になります。
- 簡単! 今お使いのオイルと同様に定期的な交換だけ
- 新技術! 不快臭を取込んで良い香りに変える技術



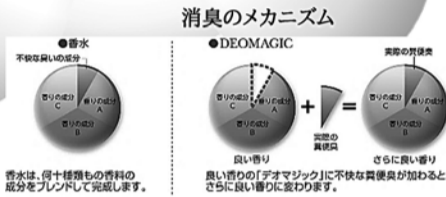
DEOMAGIC® VC1 Oil  
デオマジック® VC1 オイル



全国ネットの特装自動車の総合メーカー  
東邦車輛株式会社

デオマジック® VC1 オイルは糞便臭を甘い香りに変化させる潤滑油です。作業員様や地域住民の皆様にご好評です。

お問い合わせ先  
東邦車輛株式会社 部品営業課  
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号  
TEL:045-784-1195 / FAX:045-784-1196  
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp



営業本部	TEL: 045-575-9901	信越営業所	TEL: 025-283-6571
直販部	TEL: 045-575-9902	中部支店	TEL: 052-218-5123
直販部直販課	TEL: 045-575-9253	金沢営業所	TEL: 076-223-1191
北海道支店	TEL: 011-633-7101	近畿支店	TEL: 0798-52-2100
東北支店	TEL: 022-782-5040	東邦車輛サービス	TEL: 072-433-2401
仙台部品出張所	TEL: 022-782-5065	中四国支店	TEL: 082-890-2882
北関東支店	TEL: 0276-89-1551	九州支店	TEL: 092-441-1951
茨城営業所	TEL: 0298-22-5569	福岡部品営業所	TEL: 092-441-0634
関東支店	TEL: 03-3843-3351	南九州営業所	TEL: 099-252-2070

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計
<b>SS-10Z</b> ¥250,000	<b>SS-10F</b> ¥220,000	<b>DO-10Z</b> ¥125,000	<b>KP-10Z</b> ¥95,000	<b>KP-10F</b> ¥90,000	<b>CL-10Z</b> ¥170,000
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	<b>NEW DOセンサー</b> <b>OXNIT®: OX-V2</b>  測定範囲 DO: 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0°C	pH / ORP / 水温計  計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号 測定範囲 0.00~14.00pH 0~±1900mVpH電極起電力 0~±1900mV(ORP) 無し 0.0~50.0°C	pH / 水温計  測定範囲 0.0~50.0°C	測定レンジ自動切替機能付  鉛フリー対応でIP67相当の防水構造 測定方式 固体膜塩素イオン電極法 測定範囲 0.1 ~ 2000mg/L

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ  
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。  
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8  
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157  
URL <http://www.krkjpn.co.jp>

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー	比色試験器	ピストン式採水器
プローブ型透視度センサー：TP-10Z	アクアテスター、DPD試薬	ミズテッポ1号/2号
 一体型透視度センサー：TP-30  測定範囲 2~200cm 0~2Abs	1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定)  DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、液体試薬をラインナップ 粉末分包試薬 DPD-GL-10 DPD-GL-10 DPD液体試薬 DPD-WA-50 DPD-WA-50 遊離残留塩素試薬 DPD-F-1 DPD-F-1 遊離残留塩素試薬 DPD-TL-1 DPD-TL-1 全残留塩素試薬	 一回で500m <sup>3</sup> 採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の採水OK! テーパー付採水ノズル

KRK 笠原理化工業株式会社

本社・工場移転のお知らせ  
このたび、弊社は本社・工場を移転致しました。  
電話番号・FAX番号も変更となりました。

本社：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田2丁目133番8  
TEL 0480-38-9151(代) FAX 0480-38-9157  
URL <http://www.krkjpn.co.jp>

# 立憲 自民、適正な計画策定、清掃実施求める

## 区域割り実現へ環境省と議連総会開く

衆議院第一議員会館で環境事業高度化議員連盟（高度化議連、自民党）の総会が11月15日、一般廃棄物処理議員連盟（一廃処理議連、立憲）の総会が同日にそれぞれ開催された。両議連とも区域割りを通じた一般廃棄物処理計画実施計画の策定、浄化槽の適正な維持管理確保、廃棄物処理法違反状態の是正を求めたが、環境省では「実態を踏まえて検討したい」と硬直的な姿勢を崩さなかった。

総会では、まず環境省が今年5月に全国市町村を対象に実施した清掃・保守点検実施率の速報を示した。環境省が資料説明の際に断ったとおり、実施率が100%を超える、あるいは空欄、マイナスなどの異常値が多く含まれ精査が必要内容だったが、速報値においては区域割りの有無

一方、全国環境連が区域割りを実現するのは廃棄物処理法、浄化槽法に則った適正業務の実施であり、それは浄化槽清掃率の向上だけでなく、適切な一般廃棄物処理計画の策定と運用も含まれる。今回、全国環境連からは一般廃棄物処理計画に基づき、毎年度ごとの実施計画（一般廃棄物処理実施計画）の策定状況を示し、同計画が未策定（令和5年度）の市町村が全国に201自治体あることを明らかにした。同計画の策定は市町村に課せられた義務であり、策定するには一般廃棄物の発生量を把握する必要があることから区域割りがか

にかかわらず清掃率は90〜100%とした自治体の割合が最も高く、「現時点では区域割りや清掃率については区域割りや清掃率については指摘が相次いだ。また区域割りの有無についても、総会の場で少なくとも1県については誤りがあることが明らかとなり、早計に結論づけようとする環境省の姿勢を問いただした。

「策定について周知徹底していると言いが、市町村の義務が果たされず放置されているというのとは看過できない。環境省から直接指導することはできないのか。もしそのような市町村があるとするならば原因を明らかにして直ちに改善すべき」と述べた。

また一廃処理議連では、山崎誠事務局局長が「清掃率が63%でどこまであるのかは明らかでない。全国環境連は区域割りの実施を通じて、直ちに法令違反の状況を是正するよう環境省に求めた。これについては議連からも厳しい意見があり、高度化議連では武田良太会長が環境省に質した。



議連総会のようす（高度化議連）

# 一廃処理議連 伊藤環境大臣が指導・助言と答弁

## 山崎誠事務局局長が国会質問

立憲民主党・一般廃棄物処理議員連盟（一廃処理議連）の事務局局長を務める山崎誠衆議院議員は、12月5日の衆議院環境委員会にて、浄化槽の清掃と一般廃棄物処理実施計画策定の完全実施について質問を行った。山崎議員は地方公共団体への指導を求め、伊藤信太郎環境大臣は「早期に指導・助言してまいりたい」と応じた。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

山崎議員からは「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

令和5年度一廃処理実施計画が未策定の市町村（全国環整連調べ）		
都道府県	市町村数	市町村名
北海道	0	
青森県	13	平川市、黒石市、田舎館村、西目屋村、大鰐町、板柳町、三沢市、三戸町、子母沢町、南部町、階上町、外ヶ浜町、今別町
岩手県	0	
宮城県	2	湧谷町、大和町
秋田県	0	
山形県	9	大石田町、米沢市、小国町、最上町、酒田市、遊佐町、庄内町、山辺町、新庄市
福島県	18	柳津町、三島町、西郷町、泉崎村、中島村、玉川村、浅川町、古殿町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
茨城県	12	結城市、常総市、坂東市、桜川市、行方市、大子町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
栃木県	10	足利市、栃木市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、壬生町、野木町、塩谷町
群馬県	24	渋川市、藤岡市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、嬭恋村、片品村、川場村、昭和村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼玉県	0	
千葉県	3	野田市、印西市、栄町
東京都	3	あきる野市、清瀬市、八丈町
神奈川県	3	秦野市、大磯町、湯河原町
新潟県	0	
富山県	9	魚津市、滑川市、黒部市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
石川県	6	小松市、輪島市、白山市、能美市、川北町、能登町
福井県	7	鯖江市、越前市、大野市、永平寺町、越前町、高浜町、若狭町
山梨県	0	
長野県	1	阿智村
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	1	清須市
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	3	太子町、千早赤阪村、富田林市
兵庫県	11	西脇市、三木市、加西市、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、香美町、新温泉町
奈良県	3	天理市、五條市、平群町
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	7	大田市、江津市、飯南町、海士町、知夫村、津和野町、吉賀町
岡山県	5	吉備中央町、総社市、井原市、瀬戸内市、備前市
広島県	0	
山口県	10	下松市、長門市、柳井市、山陽小野田町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、美祿市
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	0	
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	8	東彼町、南島原市、新上五島町、雲仙市、老岐市、対馬市、小値賀町、東彼杵町
熊本県	0	
大分県	8	姫島村、竹田市、日出町、津久見市、豊後高田市、佐伯市、中津市、杵築市
宮崎県	0	
鹿児島県	23	薩摩川内市、いちき串市、南さつま市、志布志市、奄美市、伊佐市、三島村、湧水町、東串良町、錦江町、南大隈町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町、和泊町、知名町
沖縄県	2	伊是名村、北谷村
合計	201	

# 4年ぶりの岐阜大会「デジタル」に1000名

## 環整連 浄化槽維持管理向上や政治課題で講演

全国環境整備事業協同組合連合会は10月2日、岐阜市の岐阜グランドホテルで令和5年度大会を（公社）岐阜県浄化槽連合会との共催で4年ぶりに開催した。会場には業界、行政、県・議会などから約1000名が参加した。テーマは「デジタル」で、浄化槽の維持管理適正化に欠かせないデジタル化の取り組みについて説明するとともに、緊迫する台湾有事への対応についても議論を深めた。

大会は「主催者の主張」から始まり、玉川会長は「このような大規模な大会の開催は久しぶりだが、この間、浄化槽の取り組みについて一定の成果を挙げられたと考えている」と切り出し、岐阜県で行われてきた浄化槽のデジタル化の取り組みについて説明した。

デジタル化の発端について「岐阜県では平成元年以降、浄化槽から一括契約、浄化槽生涯機能保証制度によって浄化槽管理者の負担軽減に努めてきた。同様の取り組みを全国にも呼びかけて十数年になるが、いまだこまごまとり着いた例はない。全国では下水道の運営が難しくな

この後は政治ジャーナリストの青山和弘氏が「緊迫！台湾海峡、専守防衛」などについて期待の言葉があった。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

「実態を踏まえて検討したい」と硬直的な姿勢を崩さなかった。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

「数字は引き続き精査が必要だが、この結果を受け止め今後の対応を考えたい。清掃実施率が低いのは浄化槽の設置状況を正確に把握できておらず、指導が徹底されていないことや、高齢世代においては維持管理負担が大きく義務を果たすことが難しい状況がある」と答えている。また伊藤信太郎環境大臣からは「是正に向けて環境省としてしっかり指導・助言してまいりたい」との考えが示された。

調査によると、同計画の策定は義務であるにもかかわらず、未策定の自治体が全国に200以上あるという。人員や体制の不足等、理由はあるかと思うが、これも法律で定められた義務であり、これまで見過ごされてきたことは非常に問題があるのではないか」と改めて問いただした。

角倉次長は「現在、策定されていない理由について個別に聴取しているところ。都道府県とも連携しながら、早期に策定されるよう強く指導・助言を行うてまいりたい」と回答し、伊藤大臣は「環境省としても役割をしっかりと果たしてまいりたい」と改めて考えを述べた。